

生駒市ごみ減量市民会議開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民・事業者・行政の連携によりごみ減量に向けた活動を実践し「生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（ごみ半減プラン）」に掲げる燃えるごみの半減目標を達成するため、生駒市ごみ減量市民会議を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 生駒市ごみ減量市民会議の会議（以下「会議」という。）は、以下の事項について意見を求め、及び実践を求めため開催する。

- (1) ごみ減量の実践に関する基本的な方針に関すること
- (2) ごみ減量の実践に関する手法に関すること
- (3) ごみ減量に向けた活動の実践に関すること
- (4) その他ごみ減量の推進に関し市長が必要と認める事項

(会議の開催)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、会議へ参加する者（以下「参加者」という。）に参加を求めて会議を開催するものとする。なお、原則として同一の者に継続して会議への参加を求めるものとする。

- (1) 令和元年7月31日現在の生駒市ごみ減量市民会議会員のうち、ごみ減量に向けた活動の実践に賛同する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 会議は、参加者の互選により定める座長が進行する。

- 2 座長に事故あるときは、あらかじめ参加者の互選により定める座長代行が会議を進行する。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

- 2 市長は、参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(開催期間)

第6条 会議の開催期間は、令和3年3月31日までとする。

(謝礼等)

第7条 会議の参加者に対し、会議及び会議以外で市内において出務した謝礼として日額2,000円を支払うものとする。ただし、市長の求めにより、参加者が会議の目的を達成するため市外に出張した場合は電車賃等の実費相当額を支払うものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、環境保全課において処理する。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。